

## 令和8年度 基里中学校部活動要項

### 1 部活動の目的

- (1) 指導者や他学年・同学年の生徒との交流を通して、豊かな人間関係を身につける。
- (2) 活動を通して自主的・実践的な態度や集団活動における社会性を身につける。
- (3) 公正な心、責任感、規範意識、マナー等、秩序ある態度を身につける。
- (4) 興味・関心の追求により、個性を伸ばす。

### 2 部活動の設置・入部等

- (1) 本校では次の部活動を置く。

軟式野球部、陸上競技部、バスケットボール部(男子)、ソフトテニス部 (男子)  
ソフトテニス部 (女子)、バレーボール部(女子)、美術部

- (2) 入部・転部・退部

- ① 1年生は、入学後一定期間の見学・体験をし、希望する部へ所定の手続きをとり入部する。
- ② 部活動編成は全学年とも4月末に行う。
- ③ 転部・退部については保護者・教師(担任・顧問・部活動主任)の了承を得て、所定の手続きをとる。

### 3 指導・運営に係る体制の整備

- (1) 部活動顧問

- ① 設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切に対応できるよう、複数の顧問を配置する。
- ② 部活動指導員を顧問とする場合、当該部活動を担当する教員を指定し、活動計画の作成、生徒指導、事故が発生した場合の対応等の必要な職務に当たらせるものとする。

- (2) 部活動指導員

- ① 部活動指導員(学校教育法施行規則第78条に該当する者)は、顧問として、通常の練習を指導し、練習試合や大会等の引率・監督を行うことができる。
- ② 部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、発達段階に応じた適切な指導、安全の確保や事故発生後の対応、人格を傷つける言動や体罰の禁止、服務に関する規定を遵守すること等に関し、佐賀県教育委員会と連携し、研修の機会を設ける。
- ③ 部活動指導員を配置する場合、学校全体及び該当部活動の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。

- (3) 外部指導者

- ① 外部指導者を活用するに当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、発達段階に応じた適切な指導、安全の確保や事故発生後の対応、人格を傷つける言動や体罰の禁止等についての研修の機会を設ける。
- ② 地域の指導者等を外部指導者として協力を得る場合には、学校全体及び該当部活動の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び外部指導者との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。
- ③ 外部指導者は練習試合や大会等の引率・監督を行うことはできない。
- ④ 外部指導者については、年度更新を原則とし、校長の判断の下に行う。

- (4) 保護者との連携

- ① 部活動は、保護者の理解や協力が不可欠であり、部活動顧問は、日頃から信頼関係を築き、活動が充実したものになるよう配慮する。

- ② 校長及び部活動顧問は、保護者の理解や協力を得るため、部活動保護者会や部活動公開を実施する。文化部の活動では、学校公開の機会等を利用するなど、作品や活動の成果を積極的に公開するよう努める。
  - ③ 部活動顧問は、年度当初及び新チーム発足時等、時機をとらえて、活動方針等について周知する。また、練習計画等の情報を積極的に提供するとともに、保護者の意見や願いも把握するよう努める。
  - ④ 部活動顧問は、練習着やユニフォーム等にかかる費用など経済的負担がある場合は、必要性等について保護者に説明し、同意を得るなど十分に配慮する。
- (5) 練習計画  
顧問は練習計画表を作成（毎月ごと）し、対外試合等をプリントで事前に生徒・保護者へ伝えておく。また、顧問は練習計画表を学校にも提出する。
- (6) 出欠状況確認  
顧問は、出欠簿等を作成し、部員の出欠状況を把握する。

#### 4 対外試合等について

- (1) 結果のみを重視して、過重な練習を強いたり、過度な練習計画を立てたりすることを避け、心身や技能の発達に応じて活動計画を立てる。
- (2) チームの状態を熟知し、一部の生徒に試合出場が集中しないよう十分に配慮する。
- (3) 対外試合には、必ず顧問が帯同し、生徒の健康状態等をしっかりと把握する。
- (4) 大会や試合、コンクール等における移動について
  - ① 部活動顧問は、大会や試合、コンクール等への参加、または練習試合など、校外で活動する場合は、実施日や場所、引率方法などについて、事前に校長の承認を得る。
  - ② 生徒の大会や試合、コンクール等の活動場所までの移動については、遠方の場合は公共交通機関や保護者による送迎とする。部活動顧問が運転する自家用車等で生徒を移動させてはならない。
- (5) 参加する大会等の見直し
  - ① 生徒に与える教育的意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とにならないことを考慮し、参加する大会・試合、コンクール等を精査する。
  - ② 週末等に開催される様々な大会・試合、コンクール等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度の負担とならないよう、原則として、大会・試合、コンクール等への参加によって週末2日とも活動する週が連続しないよう考慮する。

#### 5 休養日について

##### (1) 休養日の基準

成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を設定する

##### ① 休養日

- ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
- イ 平日については、少なくとも1日の休養日を設ける。
- ウ 週休日については、土曜日、日曜日の少なくとも1日以上休養日を設ける。
- エ 大会、コンクール等により、週休日に活動する必要がある場合は、休養日を平日に振替える。

##### (2) 鳥栖市における共通の休養日

- ① 毎月第1水曜日（「鳥栖市ノ一部活デー」）
- ② 毎月第3日曜日（佐賀県教育委員会が定める「県下一斉部活動休養日」）
- ③ 市教育委員会が定める学校閉庁日（8月13日～8月15日）
- ④ 年末年始 12月29日～1月3日

(3) 長期休業中の休養日

- ① 学期中に準じた扱いを行う。
- ② 長期休業の趣旨を鑑み、生徒が家族と過ごす時間や地域行事等へ参加する時間等、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期休養期間を適切に設定する。

(4) テスト前休みについて

- ① 中間テスト … 2日前からテスト終了前日まで
- ② 期末テスト … 3日前からテスト終了前日まで
- ③ 学力診断テスト … 1日前からテスト終了前日まで

## 6 活動時間

(1) 活動時間の基準

- ① 平日においては、長くとも2時間程度とする。
- ② 週休日及び祝日、休業日においては、長くとも3時間程度とする。

(2) 下校

- ① 下記の完全下校の時間を厳守する。(活動終了は15分前)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
18:00	18:15	18:30		16:45	18:00

10月	11月	12月	1月	2月	3月
17:30	17:00		17:15	17:30	17:45

\*10月の第3週以降は17:15

- ② 完全下校時間は最終時間であり、顧問の判断で早く設定してもよい。
- ③ 特別な場合は、その都度設定する。

(3) 効率的・効果的な活動時間の設定

部活動により生徒が学校以外の様々な活動について参加しづらいなどの課題や、バランスの取れた健全な成長の確保の観点から、過度に時間をかけることがないように、効率的・効果的な活動を行う。

## 7 その他

- (1) 公式試合の大会参加料やチーム登録費等についてはPTA文化・スポーツ振興会と相談する。
- (2) 課業日の飲み物についてはお茶や水を原則とする。
- (3) 長期休業・土・日・祝日は自転車登校を許可する。(ヘルメット着用を厳守)。
- (4) 全職員が会議等の場合は、顧問は活動前にきちんと練習内容を伝え、活動終了時には、生徒の健康状態や活動時の様子を把握する。また、定期的に運動場と体育館を巡回し、けがや事故防止に努める。